

ワクフと信託——イスラームと英米における「財産的取り決め」の比較・検討——

高岩 伸任*

I. はじめに

ワクフとはイスラーム法上、設定者(wāqif)が私財そのものの“所有権”の移転を永久に禁止し、その管理・運営を管財人(nāzir)に委ね、そこからあがる収益を特定の目的(最終的には慈善事業)のために分配するシステムと定義される。この設定者——管財人——受益者(mustahiqq)という財をめぐる関係は一見、イギリス(イングランド)で発展した信託<委託者(settlor)——受託者(trustee)——受益者(beneficiary)>と非常に似ている。このため、カッタンは「信託の起源はワクフにあるとも考えられる」とまで述べている[Cattan 1955: 215]。また、ガウディオシは、13世紀にオックスフォードに創設されたマートン・カレッジ(Merton College)へのワクフの影響を検証している[Gaudiosi 1988]¹⁾。もちろん、このような財産的取り決め(property arrangement)は古代ローマやビザンツ帝国、もちろん日本でも古くから存在していた。しかし、このシステムが社会に広く普及したのはイスラーム世界とイギリス、19世紀以降のアメリカなどコモン・ロー諸国であった。ただ、ワクフと英米法系の信託では決定的な違いがある。それは前者が近代以降、対象財産の非流動性や運営の非効率性などが問題視され、多くの国で家族ワクフ(waqf ahli)の廃止や慈善ワクフ(waqf khayri)の国有化が行われ衰退の一途をたどったのに対し、後者はシステム上の欠陥を修正しつつ発展を続け、不動産投資信託(REIT)などさまざまな金融商品も生み出してきた。

しかし、多くの研究者が指摘するように²⁾、ワクフは本当に近代以降の社会において役に立たないシステムなのだろうか。確かに土地制度改革を行う際、ワクフが障害になったことは否めない。だが、ワクフというシステム自体に財産の非流動性や運営の非効率性が起因しているのなら、1000年以上の間、イスラーム社会においてワクフが繁栄することはなかっただろう。19世紀以降、多くのイスラーム社会では西欧の“知”を導入し、近代化を推し進めた。その際、西欧の人々や西欧の影響を受けたムスリム指導者は、イスラーム法、つまりシャリーア(sharī'a)で定義されたワクフと柔軟に運営されてきたワクフを区別することなく、ワクフの変更・取消しや所有権の処分(売買・分割・質権設定など)の禁止を旨とする“厳格なワクフ”をワクフとして捉え、近代にそぐわない硬直したシステムと考えてしまったのではないのだろうか。しかし、実際、近代以前のイスラーム社会(特にハナフィー派)では原理的なワクフを理想としながらも、公共の利益(maslaḥa)に反しないという条件のもと、イスティバダール(istibdāl)やイジャーラタイン(ijāratayn)などの法技術、ヒヤル(hiyal)を用い、柔軟に対応してきた。

ワクフについて検討する場合、ワクフが運営されていた社会・経済状況を考慮することは重要ではあるが、本稿ではワクフのシステム自体に焦点を当てる。そして、原理上のワクフと実態としてのワクフ、近代における改革以後のワクフを分け、信託との相違点を明らかにする。まず、II章で

* 一橋大学大学院経済学研究科 博士後期課程

1) このほか、多くの歴史家が信託の起源はワクフに求めることができると考えてきた[Schoenblum 1999: 1192]。

2) 例えば、[Schoenblum 1999]はワクフと信託の法原理(legal doctrine)を比較・検討したうえで、ワクフにおける法原理の非柔軟性が近代以降のワクフ衰退の原因であるとはっきり述べている。

日本ではなじみの薄いイギリスの法体系について簡単に説明し、そのエクイティ (equity) から生まれ、発達してきた信託について概観する。次にⅢ章において、①対象財産の所有権、②管財人(受託者)の義務と権限、③変更・取消し、④慈善ワクフと公益信託(charitable trust)に絞って改革以前のワクフと信託を比較、検討する。そして、Ⅳ章では近代エジプトにおけるワクフ改革の成果であるワクフ法(1946年)の意義をⅢでの結果を参考にしながら明らかにし、最後にⅤ章で、ワクフの可能性と将来像を提示する。

Ⅱ．英信託について

1. コモン・ロー(common law)とエクイティ

米の法注釈集であるリステイトメントは、信託を「財産権に関する信認関係(fiduciary relationships)」であり、「当該財産権を保有している者をして、他人の利益のためにそれを管理するエクイティ上の義務に従わせるものであり、信託を設定する意思表示の結果として発生するもの」と定義している[木下 1993: 7]。フランス法やドイツ法など大陸法系になじんでいる近代以降の日本人にとって、この定義のなかにあるエクイティという概念はなじみのある言葉ではない。しかし、信託とはイギリスのエクイティという法体系により生まれ、発展してきたものである。ゆえに、信託を理解するためには、イギリス法の歴史について概観しておく必要がある。

中世のイギリス(イングランド)では国王が設置した王室裁判所と荘園裁判所(manorial court)などの領主の裁判所、教会裁判所などが並存していた。領主の裁判所ではその地方の慣習法が適用されたのに対し、王室裁判所で適用される法は理論上、イングランドにあまねく適用されることから、コモン・ローとよばれた。しかし、14世紀中ごろから、コモン・ロー裁判所では令状や訴訟方式の種類が固定化したために、それが受け付ける事件が硬直化するとともに、弁論や証拠に関する訴訟手続きも硬直化した³⁾。また、当事者尋問が認められていなかったため、コモン・ロー裁判では「正義」が実現できないケースも生じた。そこで、コモン・ロー裁判で救済されない人々が国王の高官である大法官(Chancellor)に救済を求めて請願を寄せるようになった。

大法官は訴訟当事者に対する召喚権限をもち、個別のケースごとに判決を下した。大法官は当初、聖職者だったことから、救済の根拠は良心にあること、そして、不正を働いた者に対して法的権利はどうであれ、良心に従って行動するように命令する、という方法によって救済を与えた。そして、大法官は、命令に従わない者を命令に従うまで拘禁することができる裁判所侮辱(contempt of court)を武器に被告に対して判決を強制することができた。

エクイティは元来、アドホックな救済だった。しかし、そのような救済が積み重なるにつれ、ある事実関係があれば救済が当然に与えられるという期待が生じるとともに、独自のルールが作られていった。そして、15世紀前半にはエクイティがコモン・ローと並ぶ独立の法体系であるという観念が存在するようになった。その後、コモン・ロー裁判所と大法官裁判所の並立状況が続き、両者の間には権限問題などで政治的な紛争が起きたが、17世紀の終わりには大法官裁判所の判決が優越するということで決着が着いた。最高法院法(Supreme Court of Judicature Act 1873 & 75)に

3) たとえば、債権者に捺印証書を渡した債務者が、弁済したにもかかわらず、債権者に捺印証書を廃棄してもらうことを忘れたとする。このとき、コモン・ローは捺印証書を債務の争うことのできない証拠とみなしたため、債権者からの再度の請求に対して、債務者は弁済したことを抗弁として持ち出すことはできず、二度支払いを強いられることになった。しかし、これはコモン・ロー裁判所が、債務者は二倍の債務を負うべきだと考えたからではなく、法的安定性を確保すべく例外を許さない厳格な証拠のルールに従った結果である[角 2008: 46]。

よってコモン・ロー裁判所と大法官裁判所が廃止され、高等法院（High Court）に統合されるまで、この状況は続いた。高等法院では、裁判官はコモン・ローかエクイティか、適当と思料するルールが採用されている⁴⁾。

2. 信託の起源とその種類

信託の起源は中世イングランドにおける封建的土地所有に伴う負担から免れるために考え出されたユース（use）にあるといわれる。中世イングランドでは、領民が保有する封土には長男子単独相続制度（primogeniture）が強要され、領民には領主に対して負うさまざまな義務があった。しかし、14世紀ごろからイングランドでは封建制が弱体化し、領民の中にはこれらの制約を回避するために、領地を第3者に譲渡する者が現れた。これがユースである。ユースとは土地処分権を有する者が“to A and his heirs to the use of B and his heirs”というような形で、Bのために運用することを条件として、Aにその権利を譲渡することをいう。信託上の用語を使えば、土地処分権を有する者が委託者、Aが受託者、Bが受益者となる。

ユースが用いられ始めたころは、コモン・ローの権原保有者（legal title holder）は法によってではなく、その名誉と良心にかけて、信託関係によって成立したユースを守るべきものと考えていた。しかし、ユースを守らなかった場合の社会的制裁が機能なくなると、ユースの不履行が目立つようになった。だが、コモン・ロー上ではBは土地に対してなんらの権利を有する者ではなく、Aがユースの条件を無視してもBは救済され得なかった。このため、Bは大法官に救済を求めるようになった。その結果、エクイティ理論の大部分を構成するユース/信託のルールが形成されていった[Penner 2008: 8-13]。

しかし、ユースの普及につれ、税収が落ち込み、これを懸念したヘンリ8世は1535年、ユース法（Statute of Uses）を制定した。この法では、ユースの形式を採用した場合、「B（受益者）のための土地処分権保有者からA（受託者）に対する財産権の移転」は、土地処分権保有者から直接Bへの移転として扱われることになったので、一見、ユースの存在する余地がなくなってしまった。だが、ユース法はユースすべてを廃止したわけではない。受託者が受益者のために土地の管理等について積極的な義務を負うときは法の適用は受けなかった。また、人々は2重ユース（use upon use）を用いて、ユースは存続し、信託へと発展していった[浅野 1982]⁵⁾。

イギリスでは世代を超えた家族間の財産移転を行うための信託が現在も主流として行われている。日本ではこれを民事信託と呼び、貸付信託などの商事信託と区別する。しかし、英米法では民事信託と商事信託を2分して論ずることはないので、信託法の基本原理は、法令等の定めがない限り、商事信託にもそのまま適応される。そして、信託は通常、その発生原因に基づき、制定法上の信託（statutory trust）、明示信託（express trust）、復帰信託（resulting trust）、および擬制信託（constructive trust）に分類される。しかし、ここでは最も通常の形であり、ワクフとの比較においても有益と思われる明示信託について概観したい。明示信託とは委託者が誰かに利益を与えるために、その条件を信託条項で明確に示す信託である。そして、明示信託には確定信託（fixed trust）、裁量信託（discretionary trust）、指名権（power of appointment）の付与の3つがある。確定信託とは受益者が信託財産から受ける受益権の内容が信託条項で確定しているもの。裁量信託とは受託者に対し、信

4) 以上のイングランド法の歴史的概観については主に[Penner 2008]と[角 2008]を参照した。

5) “to T and his heirs to the use of A and his heirs to the use of B and his heirs”という譲渡をすれば、ユース法ではTの代わりにAがコモン・ロー上の権利者になるので、“to A his heirs to the use of B and his heirs”という譲渡ということになり、Bのためのユースを設定しうる[田中 1980: 124-125]。

託財産からの収益の受益者への分配割合などについて、絶対的な裁量を与えるもの。そして、指名権の付与というのは、裁量信託のある時点でXに指名権を与え、Xが指名権を行使した場合、Xの絶対的裁量に受託者は従わなければならない、との条件が付与された信託である[樋口 2008a]。

3. 信託と契約

日本では1922年の信託法制定以来、信託を設定する手段の代表は信託契約であり、信託もまた契約が中心だと考えられてきた。しかし、英米では委託者が信じて財産を託し、受託者がそれに応じた場合、その関係を契約ではなく、信託だと考える。日本では明治時代にドイツやフランスの法律を参考にして近代契約法を整備してきた。その後、信託法が導入された。つまり、日本ではまず契約法があり、その一部として信託契約もあると見られてきた。しかし、イギリスではこれまでみてきたように、信託は封建社会の産物であり、自由主義に基づく資本主義社会の要としての契約法が整備された19世紀より、遥か前から発展してきた制度であった⁶⁾。

信託と契約は異なる⁷⁾。このことは、信託を理解するうえで大変重要である。契約は情報や能力が対等な者同士(あるいは、対等と仮定した)の関係であり、これに対し、信託は対等性を欠いた人間関係においても成立する。このため、このような信認関係を維持するには困難が伴う。もちろん、信認された側の倫理感に任せるのが最も望ましいが、倫理感とは希少な資源であり、万人が共有しているわけではない。それゆえ、信認関係は法律によって厳格に規制される必要がある。すなわち、双方の自由な合意の結果として国家の介入を極力排除する契約関係に対して、一方から他方への一方的な倫理性を要求する信認関係においては、司法を中心とした国家の介入が不可欠となる。

しかし、信託と契約は決して2項対立的なものではない。特に、現代の高度情報化社会においては分知化・分能化が進み、特定分野において高度な知識や能力をもつ多くの専門家が生まれてきた。このため、たとえ契約関係であっても、必ず信認関係が入り込むことになる[岩井 2006: 353-359]。そして、経済学の比較的新しい分野である契約理論では情報の非対称性という前提にたって、経済的に最適な契約を設計する方法を考えてきた。だが、インターネットが普及した現在、依然に比べ濃密な人間関係を構築するコストが減少しているとの見方もある。これが事実だとすれば、信認関係は国家などによる介入がなくても維持できる可能性もでてくる。

Ⅲ. ワクフと信託の比較

1. イスラーム法(シャリーア)上のワクフと現実のワクフ

「はじめに」で示したように、ワクフとはイスラーム法で、「設定者が私財そのものの“所有権”の移転を永久に禁止し、……」と定義され、ワクフ設定後はワクフ財における所有権の行使(売買、分割、質権の設定など)はいっさい認めないとされる[Cattan 1955]。近代以降、このような定義上のワクフが西欧の人々やその影響を受けたムスリムによってワクフと認識され、ワクフ財の非流動性など、ワクフ制度の経済・社会システムに対する欠陥が指摘されてきた[Anderson 1952; Baer 1969]。

6) 以上の叙述は主に[樋口 2007]を参照した。

7) この通説はイギリスにおいては自明なこととして受け入れられているが、アメリカにはジョン・ラングバインなど、この通説を批判する法学者もいる[樋口 1999: 71-120]。

確かに、イスラーム法が厳格に適応されたならば、ワクフは非効率的なシステムなのかもしれない。しかし、加藤が指摘するように、イスラーム社会ではシャリーアのほか、カーヌーン (qānūn)、ウルフ (‘urf) という2つの規範群が適用されていた [加藤 2002: 83–88]。カーヌーンとは国家を定立者とし、統治の必要から時の政治権力者が公布した、それゆえに行政法あるいは世俗法と訳される規範群であり、ウルフとは地域社会を定立者とし、時間的あるいは地位的に限定された適用範囲をもつ不文法であるため、慣習などと訳される規範群である。つまり、イスラーム社会にはこれら3つの規範群からなるイスラーム法体系があり、ワクフもシャリーア、カーヌーン、ウルフのコンビネーションでその時代・地域に適合するように運営されていたのである。よって、実態としてのワクフを理解する場合に、シャリーアの定義だけをとりあげても意味はない。

また、シャリーア自体も一枚岩でなく、スンナ派、シーア派、あるいは、スンナ派のなかの法学派ごとにそれぞれ固有の規範体系をもっている。それに加え、イスラーム法学者たちはしばしば、実務上の必要に対応するため、ヒヤル——潜脱行為 (legal device) ——を駆使した [堀井 2004: 80–93]。つまり、本来なら法違反になる行為を法の文言に反することなく、形式合理主義に基づき、シャリーア自体の厳格性による不都合を回避してきた。

ワクフに関していえば、イスラーム法学者はイジャラタインやイスティブダールなどによって、柔軟なワクフ運営を可能にした [Hoexter 1997]。シャリーアにおいて、一般的にワクフ財の賃貸借は1年以内に限定されている (農地は3年以内とする学説もある)。しかし、この規範は運営上不都合があったため、オスマン朝期の法学者 (ハナフィー派) はイジャラタインと呼ばれる法技術を生み出した。つまり、ワクフ財の修理・維持費を前払いし、そのワクフ財の資産価値の3%を毎年支払う人に対し、永久的賃借権を認めた。そして、この賃借人はワクフ財の所有者と同じように権利を行使することができた [Cattan 1955: 209–210]。一方、イスティブダールはもともと、ある条件の下、ワクフ財を同じ価値の財と交換することとして、認められてきた。しかし、松田はセント・カテリーヌ修道院に保存されていたマムルーク朝後期のイスティブダール文書を用い、当時、イスティブダールがハナフィー派のワクフ解消の手段として機能してきたことを示している [松田 1991]。このように、ワクフは厳格なシャリーア規定にもかかわらず、歴史的に見ると、非常に柔軟に運営されてきたといえるのである。以上のことを踏まえ、以下でワクフと信託の比較・検討を行う。

2. 設定財の所有権

ドイツ法、フランス法など大陸法系やその影響を受けた日本法では所有権は1つというドグマがあり、信託における受益者の持つ権利は債権 (債権者が債務者に対し、一定の給付を請求し、これを実行させる権利) であって、受託者に対してだけ請求できる権利だとされている。しかし、英米法では信託に設定された財について、所有権の2重性 (duality of ownership) を認めている [木下 1993: 51–57]。Sが財産を所有している場合、財産の所有権はもちろんSにある。ところが、Sがその財産を信託に設定すると、その財産の所有権は2つに分裂する。受託者は財産の名義上の所有者で、コモン・ロー上の権利 (legal title) を有するとされ、受益者はエクイティ上の所有権 (equitable title) を有するとされる。受託者は財産を使用・収益・処分する権利をもつが、それはSが持っていた所有権と同じものではなく、信託目的に則り、受益者のために管理・運用・配分しなければならないという制約がつく。

英米法の信託は、委託者が受託者を信じて委ねる制度として始まり、発展してきた経緯があるた

め、受託者の裏切りに対する強い備えが必要と考える。よって、受益者には単に債権的な権利だけでなく、さらに信託財産自体を本来あるべき姿に戻すことのできる物権的な権利も認めている。故に、確定信託ならば、受益権の譲渡や質権設定も可能である〔樋口 2008a: 23〕。

一方、ワクフ財の所有権については諸説ある。ハナフィー派やシャーフィイー派はアッラーにあるとし、マーリク派では設定者、ハンバル派やシーア派では受益者にあるとされる。しかし、イスラーム法上、管財人に所有権があるとする説はないとされる〔Schoenblum 1999: 1217-1224〕。ワクフ財を運用・処分する管財人の権限が小さいことを、近代以降のワクフ批判者は常に攻撃してきた〔Schoenblum 1999〕。しかし、ここでイスラーム法における所有権とはいったい何なのか、西欧法における所有権と同じなのか否かを検討する必要がある。

まず、柳橋の解説を参考にし、イスラーム法(主にハナフィー派)の所有権構造を明らかにしたい。イスラーム法では有価物を物自体(‘ayn)ないし基体(raqaba)と使用価値(manfa‘a)という2つの観念的な部分に分け、それぞれが独立に所有権の客体となるとしている。そして、この2つが一緒になったものを完全所有権(milkīya)とする。物自体と使用価値の処分(taşarruf)権はそれぞれの所有者に属する。もちろん、物自体と使用利益の所有者が異なる場合には、それぞれの処分権が他方から制約を受けるが、歴史上、使用価値の転々譲渡という形式をとり、実質的な所有権の譲渡が可能となった〔柳橋 1998; 三浦 2004〕。

加藤によると、従来の近代エジプト土地制度史研究においては1842年の勅令によって農地に初めて「私的所有権」が導入されたとされるが、そこでの「私的所有権」のアラビア語表記は「(売買、贈与、ワクフ設定、その他)シャリーアが認めるすべての処分権(haqq al-taşarruf al-shar‘ī)」である〔加藤 2002: 88-103〕。これは、シャリーアの財産法上の基本範疇である所有権を具体的な利用、処分内容として言い換えたものに過ぎないという。加藤が指摘するように、イスラーム法上の使用価値の処分権は、実質的に西欧法の所有権と同じと考えられる。

以上のことを踏まえると、ワクフ財における(西欧法的)所有権の一部は信託財産と同様、管財人にあるとみなすことができる。ただ、信託とは異なり、ワクフの受益者には債権的な権利は保証されているが、物権的な権利はないと考えられる。

3. 管財人(受託者)の義務と権限

信託において、受託者には注意義務、信認義務(忠実義務)、公平義務、自己執行義務などがあるが、ここでは注意義務と信認義務を取り上げる。注意義務とは受託者が信託事務(財産の投資・分配など)を行う際に果たすべき義務のことである。2006年に全面改正された日本の信託法は29条で注意義務を次のように規定している。①受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない。②受託者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって、これを行わなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる注意をもって、これをするものとする⁸⁾。

一方、信認義務は30条で、「受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない」と定められている。つまり、信認義務とは受益者以外の者への利益を図る行為の禁止を意味する。そして、信託の最大の特徴のひとつは受託者が信認義務を負うところにあるといえる。その背後には唯一無二の忠実性(undivided loyalty)と利益相反(conflict of interest)という

8) イギリスでは、受託者には“ordinary prudent man of business looking after the interests of others”、つまり、他人の財産を扱うbusinessmanと同程度の注意義務が課されると解釈されている。また、別の判例ではこの義務は「危険を伴うすべての投資を避ける」義務と言い換えられている〔瀬々 1994b: 29〕。

考え方がある。たとえば、ある信託事務の遂行が信託財産の利益にもなるが、受託者の利益にもなるという場合、唯一無二の忠実性に反するため、信託義務違反となる。これに対し、注意義務の方は、その投資が合理的であり信託目的にかなったものであれば、何ら義務違反とはならない。

また、受託者が義務違反を犯したとき、英米では義務の種類によって立証責任や立証方法が異なる。注意義務違反の場合、受益者などの原告は受託者が不注意であることと、その不注意によって信託財産が損害を受けたこと（損害と不注意との因果関係）を立証しなければならない。一方、信託義務違反は、受益者の利益ではなく、別の人の利益を図ったことを主張・立証するだけでいい。

そして、注意義務と信託義務との最大の違いは救済内容にある。注意義務違反では、損害が発生していなければ、受託者を訴えることはできないし、訴訟はその損害に対し受託者に賠償を請求するという形をとる。これに対し、信託財産に損害が生じていなくても、信託義務違反は成立する。たとえば、さきに述べたように、信託財産の投資を行う際に得られた情報で、受託者が自己の固有財産で投資を行い、信託財産も自己の財産も利益をあげた場合、自己のあげた利益は信託財産に帰属させなければならない（利益吐き出しの原則）。このように、信託は、信じて託することを本質としているため、信じて託された人が信頼を裏切ることが想定して、裏切り行為のインセンティブを極力少なくするシステムを作っていたのである⁹⁾。

一方、ワクフの管財人については、19世紀末からオスマン朝やエジプトでカーディー（裁判官）のマニュアルとして使われたムハンマド・カドリーのワクフ規定集 [Muhammad Qadrī 1928] 等に信託における注意義務に当たる規定が明記されているが、信託義務に当たるものは見出せない。ワクフ運営については、「管財人の不正、怠慢などに対する不平を聞かぬ日はなかった」[Anderson 1952: 257] という指摘をはじめ、多くの研究者や年代記作家がワクフ運営の失敗を指摘している。

ワクフ運営が成功した事例研究は少ないが、ガーバー [Gerber 1988] が 1600～1700 年のブルサで、ホクスター [Hoexter 1998] が 17～18 世紀のアルジェリアのハラマイン (al-Haramayn) で、レイター [Reiter 1994] が 20 世紀のエルサレムで具体例を分析・検討している。ガーバー [1988] は当時のブルサで特に大規模ワクフ（スルタンによる慈善ワクフ）の運営がうまくいった理由として次の 4 点を指摘している。①管財人は毎年、政府に収支報告書（管財人自身でなく、ブルサのカーディーが作成）を提出しなかった。②政府は収支報告書が提出されない場合、裁判所に管財人を呼び出し、理由を問いたすようカーディーに命令。また、報告書に不備がある場合、報告書の再検査をするようにカーディーに命じた。③カーディーがワクフ運営をよく監視していた。④当時の慣習としてワクフの運営（ワクフ財の交換・売買など）について、有力市民の意見が反映された。また、ホクスター [1998] は、4 人（任期は 1～5 年）で構成されるワクフ委員会が各ワクフの監査を行い、管財人の罷免権をもっていたために、ワクフ運営権の集中を回避することができたと指摘。この結果、ワクフは健全に運営されたとしている。レイター [1994] は家族ワクフに関する訴訟文書を分析している。裁判所は管財人が横領、怠慢、ワクフ文書（信託でいえば、信託目的を明記したもの）を無視した場合にその管財人を解任したという。また、当時のエルサレムでは①受益者の 1 人を監査役としてワクフ運営に参加させ、②毎年、収支報告書を提出させる、などが機能していたため、管財人が不正を行うインセンティブは低かった、としている。

3 人の研究をみても、管財人に信託義務はなかったと考えられる。これに加え、注意義務に関しても、それを守らせるシステムがうまく機能しない場合が多かったといえるだろう。特に、家族ワクフの場合、設定からあまり時間が経っていなければ、管財人が設定者や受益者の親族や知人であ

9) 以上、受託者の信託義務については主に [植田 2000] [樋口 2007] を参照した。

ることも多く、管財人の不正に対する社会的制裁が機能し、管財人の不正へのインセンティブは低かったと思われる。しかし、社会的制裁が機能しなくなった場合、ワクフは管財人のモラルに頼らざるをえないシステムといえる。

一方、権限に関しては、これまで、名義上の所有者となる信託の受託者の方がワクフの管財人より、設定財の投資に対する自由度が高いとされてきた。しかし、所有権の項で指摘したように、管財人に委ねられた使用価値の処分権は、一定の制限は付くものの西欧法における所有権と同じである。故に、受託者と管財人との投資権限に本質的な差異はないと考えられる。

4. 変更・取消し

委託者は信託設定時、自由自在に受益者に対する利益配分など「信託条項」を決定することができる。しかし、このような委託者（家族信託などの私益信託）の自由に対し、信託では2つの強行法的制約を定めている。第1が「サンダース対ボーティエ（Saunders v Vautier）の法理」で、第2が永久拘束禁止則（rule against perpetuities）である〔樋口 2008a: 17-19〕。

イギリスにおいて、信託の変更・終了は以下のルールに従って行い得る。①信託の変更は、委託者および受益者の合意により行うことができる。②受益者全員の合意がある場合は、①の規定にかかわらず、①の合意を得ることなく、信託を変更・終了することができる¹⁰⁾。この原則の根拠となっているのは「サンダース対ボーティエの法理」である。この法理は、受益者が成人となり判断能力に欠けるところがない場合、受益者は自らの利益の対象である信託財産を受託者に対し要求することを認めている¹¹⁾。信託では、委託者の意思は「信託目的」に体现されていると考えられ、信託設定後は、委託者は信託の関係から消えて、何の権利ももたないのが原則とされる。そのため、②のような規定が導かれる。

永久拘束禁止則は、一定期間の間に、受益者に絶対的な受益権が既得化することを要求する。すなわち、信託では受益者に絶対的な受益権が生じた時点で、受益者は信託を終了させて自由に財産を処分することができるようになる。イギリスでは昔の成人年齢は21歳だったため、信託設定時に生存している受益者の生涯プラス21年の間に最後の受益者が必ず成人するように信託条項を定めることが求められた。しかし、この規定では複雑になるケースも出てきたため、1964年の法律（Perpetuities and Accumulations Act）で原則として信託存続期間を80年までとした。

信託期間に限定をもうける根拠としては、①委託者の意思が時間を超えて支配することを認めるとはいっても、永久というわけにはいかない、という判断と、②信託財産も社会における資源であることには変わりがなく、それが古い利用形態で縛られてしまうのは、社会的にみて正当化できず、限られた資源の効率的利用に反するというものがある。しかし、①に対しては、受益権の譲渡が可能ならば問題ない、②に対しては、信託変更が比較的緩やかにできる制度の下なら、信託財産の運用方法も臨機応変に変更することができる、との反論も可能である。よって、最近では永久拘束禁止則を廃止するところも増えてきている。一方、公益信託にはこの原則は適用されない。

シャリーアにおいて、ワクフは「永久拘束」「変更不可」が原則とされる。しかし、はじめにでも指摘したように、マムルーク朝期のエジプトにはイスティブダール（ワクフ財の別の財との等価

10) アメリカでは受益者全員の合意があっても、変更内容が信託の重要な目的に反する場合、変更は認められない。

11) <例>委託者Sは、ある財産を信託財産として、それに由来する利益をB1、B2という双子の孫にあげたいと考えている。しかし、この2人はまだ10歳で、当該財産を管理する能力はない。Sは2人が30歳になれば十分に信託財産を活用できるようになるだろうと考えて、信託を設定し、受託者に信託財産を託した。この場合、B1とB2が18歳になった段階で、両者とも同意すれば信託財産すべてを受託者に要求し、信託を終了させることができる。また、信託条項の変更も受益者全員の同意で可能〔樋口 2008a: 17〕。

交換、あるいは、ワクフ財を売却し、その資金で別のワクフ財を購入する）という手段を使い、ワクフの解消が行われていたことが実証されている¹²⁾。また、オスマン朝期のアルジェリアではイジャーラタイムやイステイブダールによって、ワクフの「永久拘束」「変更不可」の原則が守られていなかったことが指摘されている [Hoexter 1977]。ともにハナフィー派法学が適応されていた時代・地域のケースではあるが、実務上の不都合がある場合、ワクフはこの原則に忠実に従うようなシステムではなかったとはいえるだろう。

以上のように、信託は原則的に「永久拘束禁止」「変更不可」であり、ワクフは原則的に「永久拘束」「変更不可」である。しかし、ワクフにおいてはこの原則の回避が可能であり、信託においても、「変更不可」を回避することはできた。しかし、両者には大きな違いがある。信託ではあくまで、受益者が原則回避の主導権をもっているのに対し、ワクフでは管財人が主導権を握っている。管財人が受益者の権益を第1として行動する場合は問題ないが、そうでない場合、受益者に不利益が生じる可能性がある。

5. 慈善ワクフと公益信託

イギリスにおいて公益信託は盛んに行われている。しかし、家産の継承目的で発生・発展してきた信託法のなかでは、公益信託は付け足しの地位にある。公益信託が通常の私益信託と異なる点は以下のように要約される [樋口 2008b: 103–104]。①公益信託は起源を信託法にもたない。実際、公益活動を行うには法人形式でも信託形式でもかまわない。イギリスでは元来、公益団体（慈善団体）に関する問題は教会裁判所の管轄に属していた。後に教会裁判所がほとんどの管轄権を世俗裁判所に委譲した際に、公益団体に関する法もエクイティの裁判所に移された。②公益信託には、通常の私益信託と異なり、受益者必須原則（beneficiary principle）の適用がない。故に、公益目的が必要となる。③受益者の代わりに、信託受託者のモニタリングを行っているのは公益委員会（Charity Commission）であり、この機関が公益団体としての登録、監査、受託者への助言などの権限を有する。④シーブレイ原則（cy pres doctrine = できるだけ近い目的での存続法理）が存在し、当初定められた公益目的の実現が不要または不可能になった場合でも、それに近い公益目的をたてて継続することが認められる。⑤信託の存続期間について、永久拘束禁止則の適用はなく、永久に存続する公益信託も有効とされる。⑥一般に免税の特権をもつ。

公益信託成立の要件は、目的要件（benefit）と範囲要件（public）の2つに分けられる。目的要件とは目的となる利益の種類が本当に“公”のものなのか、つまり、質を問うものであり、範囲要件とはその利益がどれほど広い範囲の人に享受されうるか、つまり、量を問うものといえることができる [瀬々 1994a: 62–67]。

目的要件については、1891年のマークノートン卿（MacNaghten）による判決における分類が現在も指針となっている¹³⁾。それによると、公益目的とは①貧民の救済、②教育の振興、③宗教の振興、④それ以外で共同体の利益になるもの、とされる。しかし、④の「共同体の利益」の定義が問題になってきた。その際、1601年の公益信託法（Statute of Charitable Uses）の前文に掲げられた事項やそこから類推されたものとの関連性が必要とされてきた。たとえば、前文には、aged, impotent and poor（高齢者、無能力者や貧窮者）の救済という文言があり、高齢者のための住宅提供は公益信託とされた。

12) [松田 1991] はイステイブダールを行うとしてワクフ財を売却したものの、売却益を別のワクフ財購入に投資しないことによって、事実上、ワクフが解消したとしている。

13) Income Tax Special Purposes Comrs v Pemsel (1891).

同様に、目の不自由な子供のための信託、重病者や傷害を受けた人、重度の障害者のための信託も公益信託と認められてきた〔樋口 2008b: 107-108〕。一方、公益信託法に前文に明記されていないスポーツやレクリエーションに関連する信託は、裁判では公益性が認定されなかった。このため、議会は1958年に、レクリエーション・チャリティーズ法（Recreational Charities Act）を制定し、公益性を認めた。

範囲要件について最も中核となるのはネクサス・ルール（Nexus Rule）であり、委託者と人的つながりのある範囲に受益者が事実上限定される場合は、この要件は満たされないとされる。ただ、このネクサス・ルールの適否、およびその適用の程度は目的のカテゴリーによって異なる。①では目的自体に公共性が強く、濫用の可能性も低いので、特定の家族や特定企業の関係者が対象となっても、公益信託の成立が認められることが多い。②ではネクサス・ルールが適用される。③、④ではネクサス・ルールに加え、その公共性が考慮される〔瀬々 1994a: 67-69〕。

近代のワクフ研究において、ワクフは便宜上、家族ワクフ、慈善ワクフ、混合ワクフなどと分類されてきた。家族ワクフとは第一義的な受益者が設定者の指定した家族や子孫であるものであり、慈善ワクフとは第一義的な受益対象が慈善であるものを示す。そして、混合ワクフとはワクフ財からの収益を設定当初から、受益者と慈善対象に分配するものである。しかし、シャリーアにおいてこれらの区別はない。

ハナフィー派では「家族ワクフ」であっても、すべての受益者が死亡した場合には収益は慈善目的に使われることをワクフの設立要件とした。また、ハンバリー派と多くのシャーフイー派では、受益者消滅のときには、収益は設定者の相続人に分配されるとした。しかし、この場合でも、「家族への慈善行為は最高の慈善である」というハディースを援用し、ワクフの目的が慈善であることを強調している。そして、マーリク派では、受益者がなくなった場合、まず、設定者の父系相続人である貧民に、その者がいない場合には一般の貧民に収益が分配されるものとした〔Peters 2004〕¹⁴⁾。このように見ていくと、法学派によって多少違いはあるが、ワクフの究極的な目的が慈善であることでは一致していると考えられる。

このことは、ワクフと信託を区別する重要な点だと思われる。信託は私益信託がまずあり、その制度的バリエーションとして公益信託が登場した。つまり、私益信託と公益信託は別物である。一方、ワクフでは設定者の根本にはイスラームの喜捨精神があり、法理論上も形式的にもワクフの目的は慈善にある。宗教寄進制度との側面をもつため、ワクフの慈善対象にイスラーム以外の宗教施設が含まれないなどの制約はあるが、このことは特筆すべき点であり、将来のワクフ像を検討するうえでも重要になる。

IV. 近代のワクフ改革——エジプトを中心に——

1. エジプトのワクフ法（1946年）とその主な改革点

19世紀以降の近代化のなかで、イスラーム諸国ではワクフ財の非流動性、ワクフ運営の非効率性などが問題視され、特に家族ワクフに対する批判が高まった。トルコでは1926年に家族ワクフの廃止と慈善ワクフの国有化が実施され、エジプトやレバノンなどではワクフ規定の立法化の過程で改革が実行された〔Muhammad Aḥmad Faraj al-Sanhūrī 1949: 3-35〕。

エジプトでは1926年以降、議会を中心にワクフ改革に関する議論が活発になった。改革に対する

14) マーリク派では期限付きのワクフも認めているため、この場合は期限のないワクフである。

主張は、大きく3つの立場に分けることができる [Baer 1969: 85]。第1はワクフ制度の根幹に関わる改革は認めないとする立場で、ワクフ制度から恩恵を受けているウラマーや大土地所有者でもある王党派の人々が主張した。第2は中産階級のモダニストたちで、ワクフ改革を主張。ワクフ大臣経験者でもあるアリー・アッルーバは「家族ワクフのシャリーア上の根拠を否定し、家族ワクフの存続期間を30年以内にすべき」などとした。そして、最後はムハンマド・カッターブなどの急進的知人の立場で、農地改革の一環として、家族ワクフの廃止を訴えた。ただ、3者とも管財人の不正行為や非効率的なワクフ運営は改善されるべき、という点と慈善ワクフの存続では一致していた。

ワクフ法の成立過程における議論の検討については別の機会に譲ることとして、様々な議論がなされた結果、1946年5月にワクフ法¹⁵⁾が成立、翌6月から施行された。この法による改革点は主に4つあげることができる。①新設の家族ワクフには信託同様、永久拘束禁止則が適用されることになった(5条:モスクが受益対象のワクフは永久である。しかし、モスク以外を対象とする慈善ワクフは永久でも期間が設定されても良い。家族ワクフの受益者は2世代まで。しかし、存続期間は長くても、設定者が死亡してから60年までとする)。②ワクフの変更・取消しが可能となった(11条:ワクフの取り消しと変更はこの法施行後に設定されたワクフに関しては可能。施行以前に設定されたワクフであっても、設定者が存命でそれを望むなら、変更・取消しは可能である。ただし、モスクに関連するワクフはこの限りではない)。③分割により、受益者が自分の利益配分に相当するワクフ財の管財人になることができるようになった(40条¹⁶⁾、43条¹⁷⁾、46条¹⁸⁾)。④原則的に受益者が管財人になる(49条¹⁹⁾) ⑤管財人の注意義務が明記された(50条²⁰⁾、51条²¹⁾)。

1. ワクフ法の意義

改革点の①は、ワクフ財の非流動性を克服するために設けられたと考えられる。しかし、ワクフではイスティバダールなどによって、ワクフを取消すことが可能であった。故に、システムとして

-
- 15) ワクフ法は11章、62条からなり、章立ては以下の通り。1章(1-10条)設立とその条件、2章(11条)取消しと変更、3章(12-13条)10条件(ワクフ収入の用途の変更やワクフ財を他の財と交換する条件)、4章(14-15条) *Amwāl al-badal* (まだ、使われていないワクフ財の売却金)、5章(16-18条)終了、6章(19-39条)受益者、7章(40-43条)分割、8章(44-49条)運営、9章(50-53)管財人による収支報告と説明責任、10章(54-55条)修理、11章(56-62条)法の適用範囲など。
- 16) ①受益者はワクフ財の分割が可能で、その分割により明白な損害が生じない場合、自身の受益分の分割を要求することができる。②慈善が対象の受益分の分割においては、法的に管財人を受益者の1人とみなす。分割は裁判所を通して実現され、強制的(変更不可)なものとなる。＜分割が決定したときの当事者のみならず、彼らの相続人に対しても強制力を持つ＞
- 17) ワクフ設定者の生存中は、彼の許可なくワクフを分割することはできない。ワクフ設定者は(一度決定された)分割を取消すことができる。
- 18) 裁判所がワクフ(財)を分割し、受益者が分割されたワクフ(財)を保有している場合、たとえ、設定者の付した条件に反していたとしても、その受益者に運営能力がある限り(管財人として有能かということではなく、子供とか病人の場合は除く)、その受益者はその保有分の管財人にならなければならない。
- 19) 受益者のなかに、管財人として適当な者がいる場合、受益者以外が管財人になることはできない。多数の受益者が指定された管財人を選ぶことに同意した場合、裁判官はその者を管財人に任命する。ただし、ワクフの利益に反すると考えた場合はその限りでない。
- 20) ワクフの管財人はワクフに関する財務の責任者、及び受益者の代理人である。ワクフ運営のための支出や受益者への利益の分配については、文書で報告しなければならない。ただし、慣習上、文書を用いない(小額)の収支に関してはその限りではない。管財人はワクフ財やその収入において、その多大な過失から生じる結果に責任を持たなければならない。報酬を得ている場合、たとえ過失が小さかったとしても責任を負わなければならない。
- 21) ワクフ管財人が業務、又は訴訟の調査に際し、収支報告書の提出を命じられたにもかかわらず、裁判所が指定した期日までにそれを提出しない場合、又は、裁判所の要求に足るきちんとした収支報告書を作成していない場合、裁判所はその管財人に罰金(50ギネー以下)を科すことができる。裁判所の命令に従わない場合、罰金を100ギネーまで科すことができる。裁判所はワクフ運営に不審をもっている者、又は訴訟の相手方に対し、罰金の全額、又はその一部を支払うことができる。同様に、裁判所はその管財人の報酬の全額、又はその一部を差し押さえることができる。その管財人が(裁判所の要求にあった)収支報告書を提出し、その提出の遅延を謝罪した場合、裁判所は上記の罰金、差し押さえを免除できる。

それほど大きな改良になるとは考えられない。それよりも、家族ワクフに期限を設けた場合、「家族への慈善行為は最高の慈善である」というマーリク派の主張に基づかない限り、家族ワクフは限りなく、私益信託に近づいたように思われる。ワクフの本質が慈善行為であるとする、この規定はワクフの本質を逸脱するものといえるだろう。

また、②によって、社会や経済状況の変化に対するワクフ運営の適応力が増し、プラスになると考えられる。しかし、信託のように、受益者の合意を前提にしなければならない。③と④は管財人＝受益者とする事で、管財人が不正を行うインセンティブを低くしようとしたと考えられる。しかし、ワクフ財を運営するには、分割しない方が経済的に効率のいい場合も多いと考えられる。また、財産の運用に高度な専門性を必要とする現代では、得策だとは考えられない。⑤は一定の評価はできるものの、管財人に対しては、信託のように信託義務を課すなどの措置を取らないと、不正を抑止するのは難しい。

V. まとめ——ワクフの現状と未来像

エジプトではワクフ法の成立からまもなく、王制を打倒したナセル政権下の改革で家族ワクフの廃止（1952年）と慈善ワクフの国有化（1954年）が断行され、ワクフ制度は衰退した。1970年代以降、ワクフ再評価の動きはあるものの、新しいワクフ像を求めて暗中模索といった状況である〔Pioppi 2004〕。エジプト以外では、シリア（1952年）、チュニジア（1962-63年）、リビア（1973年）、アラブ首長国連邦（1980年）などで家族ワクフが廃止された。インドやパキスタン、マレーシア、シンガポール、インドネシアなどでは家族ワクフは存続しているものの、課税の対象となっている。また、クウェート（1980年）では家族ワクフに永久拘束禁止則が適用されている。また、慈善ワクフに関しては、エジプト同様、現在、多くのイスラーム諸国において国有化されている〔Rashid 2003: 8-14〕。

ラシード(S. Khalid Rashid)はワクフの現状における問題点として、①家族ワクフの存続期間制限・廃止、②家族ワクフへの課税、③慈善ワクフの国有化（その運営の非効率性）、④現金ワクフの禁止、などを指摘している〔Rashid 2003: 6〕。ラシードも指摘しているが、そもそも、ワクフを家族ワクフと慈善ワクフに分けて考え、管理・運営されていることに問題がある。これは、“植民地化”における弊害であろう。すでに指摘したように、ワクフのエートスは慈善にあるのであるから、存続期間の制限されたワクフは「ワクフ」ではない。かといって、ワクフから世代を超えた家族間の財産移転という家族ワクフ的な側面を排除しては、財産の所有者にワクフ設定のインセンティブを与えるのは難しい。イスラーム社会において、長期にわたりワクフ制度が繁栄し、社会のインフラ整備や慈善事業に貢献してきたのは、ワクフが分割相続や財産の没収などのリスクから私財を守るというインセンティブとイスラームの喜捨の精神を制度的にうまく組み合わせたものだったからであろう。これを取り戻すためには、受益者の第1世代に慈善の受益対象を含む、いわゆる混合ワクフをワクフの設立要件にするなどの措置が有効である。この場合は、ある程度の免税措置も検討すべきと思われる。

ワクフ財の運営を考える場合、現代の金融システムに対応した手法も取り入れていく必要がある。シンガポールでは不動産投資信託的なワクフも登場しており、実務的には、現金ワクフを認めた方が合理的であろう。

Ⅲ章で検討したように、近代以降のワクフ批判者が指摘していたワクフの特徴——所有権の停止、

永久拘束や変更・取消しの禁止などに起因するワクフ財の非流動性——はシャリーアの定義だけに注目した誤ったものだった。しかし、管財人の不正へのインセンティブを低くし、受益者の保護を図るには、信託における信託義務などの導入を検討する必要があると思われる。

ワクフは時代遅れの、現代に適応できないシステムではない。ワクフの本質を改めて理解し、似て非なるシステム、信託も参考にしながら、モデル設計をしていけば、社会に貢献できる新たな財産運用・分配システムを生み出せるだろう。「法と経済学」などの枠組みを使い、信託とのより精緻な比較を行い、ネオ・ワクフのモデル設計を検討することが今後の課題である。

参考文献

- 浅野裕司 1982 「英国平衡法における二重信託の素描」『東洋法学』 25(2), pp.23-34.
- 新井誠 1992 「イギリス信託法の現代的展開」『法学研究』 65(12), pp.289-344.
- 五十嵐大介 2007a 「マムルーク体制とワクフ——イクター制衰退期の軍人支配の構造——」『東洋史研究』 66(3), pp.34-64.
- 岩井克人 2006 『二十一世紀の資本主義』 筑摩書房.
- 植田淳 1996 「イギリス法における裁量信託」『神戸外大論叢』 47(1-4), pp.329-344.
- . 2000 「イギリス法における信託義務の諸相」『信託』 202, pp.21-37.
- 角紀代恵 2008 「ペナーを読む」『イギリス信託法の現状——ペナー教授に学ぶ』 トラスト 60, pp.29-47.
- 加藤博 2002 『イスラーム世界論』 東京大学出版会.
- 木下毅 1993 「信託および信託類似制度の法系論的考察」『信託および信託類似制度の研究』 トラスト 60, pp.3-67.
- 瀬々敦子 1994a 「イギリスにおける公益信託の成立に関する判例理論」『信託』 178, pp.62-71.
- . 1994b 「イギリス信託法における受託者の権利・義務」『信託』 180, pp.29-33.
- 田中英夫 1980 『英米法総論<上・下>』 東京大学出版会.
- 樋口範雄 1999 『フィデュシャリー「信託」の時代：信託と契約』 有斐閣.
- . 2007 『入門・信託と信託法』 弘文堂.
- . 2008a 「イギリスの明示信託に関するノート」『イギリス信託法の現状——ペナー教授に学ぶ』 トラスト 60, pp.1-28.
- . 2008b 「イギリスの公益信託に関する覚え書き」『イギリス信託法の現状——ペナー教授に学ぶ』 トラスト 60, pp.101-119.
- 堀井聡江 2004 『イスラーム法通史』 山川出版社.
- 松田俊道 1991 「ワクフ解消について」『中央大学アジア史研究』 15, pp.35-50.
- 三浦徹(編) 2004 イスラーム地域研究叢書 4『比較史アジア 所有・契約・市場・公正』 東京大学出版会.
- 森泉章 1992 『イギリス信託法原理の研究——F・W・メイトランドの所説を通して——』 学陽書房.
- 柳橋博之 1998 『イスラーム財産法の成立と変容』 創文社.
- Anderson, J.N.D. 1952. "Recent Developments in Sharia Law IX (the Waqf System)," *The Muslim World*, 42, pp. 257-276.
- . 1968. "Law Reform in Egypt: 1850-1950," in P.M. Holt ed., *Political and Social Change in Modern*

- Egypt*, London: Oxford University Press, pp. 209–230.
- Baer, G. 1962. *A History of Landownership in Modern Egypt 1800–1950*. London: Oxford University press.
- . 1969. “Waqf Reform,” in do., *Studies in the Social History of Modern Egypt*, Chicago: University of Chicago Press, pp. 79–92.
- Cattan, H. 1955. “The Law of the Waqf,” in M.Khadduri and H.J. Liebesny eds., *Law in the Middle East, vol. 1, Origin and Development of Islamic Law*, Washington D.C., pp. 203–223.
- Gaudiosi, M. 1988. “Influence of the Islamic Law of Waqf on the Development of the Trust in England: The Case of Merton College,” *University of Pennsylvania Law Review*, 136(4), pp. 1231–1261.
- Gerber, H. 1988. *Economy and Society in an Ottoman City: Bursa 1600–1700*. Jerusalem: The Hebrew University.
- . 1998. “Rigidity Versus Openness in Late Classical Islamic Law: The Case of the Seventeenth-Century Palestinian Mufti Khayr al-Din al-Ramlī,” *Islamic Law and Society*, 5, pp. 165–195.
- Genio, E. 1997. “Violation of Founder’s Stipulation in a Shari’a Court of Jaffa during the British Mandate,” *Islamic Law and Society*, 4, pp. 389–415.
- Hoexter, M. 1997. “Adaptation to Changing Circumstances: Perpetual Leases and Exchange Transactions in Waqf Property in Ottoman Algiers,” *Islamic Law and Society*, 4, pp. 319–333.
- . 1998. *Endowment. Rulers and Community: Waqf al-Haramayn in Ottoman Algiers*. Leiden: Brill Academic Publishers.
- Ibrāhīm al-Bayyūmī Ghānim. 1998. *al-Awqāf wa’l-siyāsa fī Misr*. Cairo.
- Muḥammad Aḥmad Faraj al-Sanhūrī. 1949. *Qānūn al-Waqf*. Cairo.
- Muḥammad Qadrī. 1928. *Qānūn al-‘Adl al-‘Insāf lil-Qadā’i ‘alā Mushkilāt al-‘Awqāf*. Cairo.
- Penner, James E. 2008. *The Law of Trusts*. <6th ed.>. London: Oxford University Press.
- Peters, R. 2004. WAKF: In Classical Islamic law. *Encyclopedia of Islam*. Bosworth, C. E. (ed.)
- Pioppi, Daniela. 2004. “From Religious Charity to the Welfare State and Back. The Case of Islamic Endowments (waqfs) Revival in Egypt,” European University Institute Working Paper RSCAS, No.2004/34.
- Rashid, S. Khalid. 2003. “Current Waqf Experiences and the Future of Waqf Institution,” *Awqaf*, 5 pp. 3–25.
- Reiter, Y. 1994. “The Administration and Supervision of Waqf Properties in 20th Century Jerusalem,” in F.Bilici ed., *Le waqf dans le monde musulman contemporain (XIX-XX siècles): fonctions sociales, économiques et politiques*, actes de la Tables Ronde d’Istanbul, 13–14 novembre 1992 (Istanbul: Institut Français d’Études Anatoliennes), pp. 169–182.
- . 1996. *Islamic Endowments in Jerusalem under British Mandate*. London: Frank Cass.
- Schoenblum, Jeffrey A. 1999. “The Role of Legal Doctrine in the Decline of the Islamic Waqf: A Comparison with the Trust,” *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, 32, pp. 1191–1227.
- Shaham, R. 1991. “Christian and Jewish Waqf in Palestine during the Late Ottoman Period,” *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, 54, pp. 460–472.